

CEV補助金における評価の基準について（令和7年度）

- 令和6年度から、車両の評価に加え、自動車分野のGXの実現に必要な要素を総合的に評価して補助額を決定。
- 令和7年度（令和6年度補正1,100億円）は、この評価方法を踏襲しながら、①評価項目の見直し・追加を行うとともに、②GX推進に向けた鋼材の需要喚起のための新たな加算措置を設けることとする。

【基本の補助額に関する項目】

自動車分野のGX実現に必要な価値	自動車メーカーに求めていく取組
製品性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両の電費・航続距離の向上させること
ユーザーが安心・安全に乗り続けられる環境構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 充電インフラ整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 全社の電動車を普及させる上で重要な公共用急速充電器の整備に取り組むこと ● 電動車が増加してもユーザーの利便性を確保できるよう、自社の販売台数に応じて、急速充電器（公共・非公共）の整備に取り組むこと ■ 整備の体制/供給の安定性/安全性 <ul style="list-style-type: none"> ● 十分な数の整備拠点を確保する等、整備サービスを提供できる体制の確保に取り組むこと ● 供給の安定性の観点から、主要部品（バッテリー・駆動用モーター・インバーター）、その構成部品、重要鋳物の安定確保に向けて取り組むこと ● 車両や車載蓄電池の火災の発生の未然防止、再発防止に取り組むこと ■ 整備人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ● メンテナンスを支える整備人材の育成に取り組むこと ■ サイバーセキュリティへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 車両のサイバーセキュリティ対策に取り組むこと
ライフサイクル全体での持続可能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両のライフサイクル全体でのCO2排出削減、蓄電池のCFP低減に向けて取り組むこと ● 資源の有効活用の観点から、バッテリーのリユース・リサイクル等に取り組むこと 等 ● GXリーグへの参画や取引適正化（調達先への支払い期間）など、サプライチェーン全体の持続可能性の確保に取り組むこと
自動車の活用を通じた他分野への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部給電機能の具備を通じて、エネルギーマネジメントや、災害対応に貢献すること 等

【加算額に関する項目】

ライフサイクル全体での持続可能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷の低減及びGX推進に向けた鋼材の導入 <ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷（CFP）が低い鋼材、GX推進に向けた鋼材の導入に計画的に取り組むこと
---------------------	---

詳細な基準について（1 / 5）

全体		
合計点	車種ごと点数：100点 企業ごとの点数：100点	200
評価項目	基準	配点
①車両性能 (車種ごと)	以下の計算式に基づいて、電費性能と一充電走行距離を評価 (EVの車両性能) 省エネ法トップランナー制度の対象車：((一充電走行距離 - 160) × 0.4 × 電費性能) 省エネ法トップランナー制度の非対象車：((一充電走行距離 - 160) × 0.3 × 電費性能) (軽EVの車両性能) 省エネ法トップランナー制度の対象車：((一充電走行距離 - 60) × 0.4 × 電費性能) 省エネ法トップランナー制度の非対象車：((一充電走行距離 - 60) × 0.3 × 電費性能) (PHEVの車両性能) 省エネ法トップランナー制度の対象車：60 × 電費性能 省エネ法トップランナー制度の非対象車：45 × 電費性能 (FCVの車両性能) FCVは車種数が少なく、省エネ法トップランナーの対象外であり燃費基準が定められていないことから、今回は評価対象外とする。	40
②充電インフラ整備 (企業ごと)	OEMが国内で運営している公共用の充電器（急速）の設置口数を評価 ※公共用の充電器： 1. 充電器が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること 2. 充電器の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと 3. 充電場所を示す案内板を当該施設の入口に設置していること 4. 充電器の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること 2024年のEV・PHEV販売台数あたり（急速充電口を有するもの）の急速充電器設置口数（公共用・非公共用）を評価 FCVの補助額の算定においては、充電インフラ整備の評価結果ではなく、以下の評価結果を使用 ー水素充てんインフラの整備に向けた取組を評価（自社が加入する業界団体の取組や、当該団体への貢献も評価対象とする）	40

詳細な基準について (2 / 5)

評価項目	基準	配点
③整備の体制/供給の安定性/安全性 (車種ごと) ・ (企業ごと)	<p>全ての整備事業者（ディーラー・提携工場以外も含む）が容易かつ安価に整備情報を入手できる環境を構築しているかを評価 (車種ごと)</p> <p>各社の整備拠点数を評価（整備拠点数が少ない企業については、モバイルメンテナンスや無料レッカーサービスなど、利便性向上に向けた取組も評価） (企業ごと)</p> <p>(評価対象となる整備拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> • OEMが特約店契約を結んでいる修理拠点 • その拠点が業務契約を結ぶ提携工場 • 輸入事業者が業務契約を結ぶ提携工場 <p>のうち、最低限の修理（バッテリー・駆動用モーターの故障診断）ができる拠点とする。</p>	50
	<ul style="list-style-type: none"> • 主要部品及びその構成要素のサプライチェーンの把握状況の評価 • 主要部品及びその構成要素の安定確保に係るリスク認識や、その低減に向けた取組・計画の評価 • 主要部品ごとの重要鉱物に関して、安定確保に係るリスク低減に向けた取組・計画の評価 • その他、車載用半導体などの安定確保に係るリスク認識や、その低減に向けた取組・計画の評価 <p>(車種ごと) ・ (企業ごと)</p> <p>※主要部品：バッテリー、駆動用モーター、インバーター ※主要部品の構成要素 バッテリー：正極、負極、電解液、セパレーター 駆動用モーター：電磁鋼板、永久磁石 インバーター：パワー半導体 ※主要ごとの重要鉱物 バッテリー：リチウム、黒鉛 駆動用モーター：ネオジム、ジスプロシウム及びテルビウム インバーター：ガリウム、ゲルマニウム</p>	
	<p>車両・車載電池の火災について、未然防止のための取組と火災が発生した事象への対応を評価 (車種ごと)</p>	

詳細な基準について（3 / 5）

評価項目	基準	配点
④整備人材の育成 (企業ごと)	整備人材の育成に関する以下の取組を評価 ① 保有資格や役職と連動し、自動車整備士が適切な評価を受ける制度・体制を導入しているか ② その他、自動車整備士の定着や職場環境の改善等に資する取組を実施しているか ③ 自動車整備士養成施設の設立 / 運営に貢献しているか ④ 自動車整備士養成施設に対して、車両や技能講習を提供しているか ⑤ 自動車整備士を目指す学生に対する奨学金制度の有無 ⑥ 中高生等への出前授業や、整備工場における仕事体験等、自動車整備士の認知度を高める取組を実施しているか	15
⑤サイバーセキュリティへの対応 (車種ごと)	• 車両通信機能を担う主要なコンポーネントに関するハードウェア、ソフトウェアのサプライチェーンの把握状況を評価 • SBOM（ソフトウェア部品表）の作成状況と導入予定など今後の取組方針を評価	10

詳細な基準について（4 / 4）

評価項目	基準	配点
<p>⑥ライフサイクル全体での持続可能性の確保 (車種ごと)・(企業ごと)</p>	<p>調達先に対する支払い期間の状況について評価 (車種ごと)</p> <p>ライフサイクル全体の持続可能性の確保に関する以下の取組を評価 (企業ごと)</p> <p>①CO2排出削減目標を掲げているか ②バッテリーの脱炭素化を検討・実施しているか ・バッテリーCFPの算定に向けた取組・計画 ③バッテリーのリユース・リサイクルを実施しているか ④バッテリーの取外しマニュアルを公表しているか ⑤バッテリー以外の部品リユース・リサイクルに取り組んでいるか ⑥GXリーグへの参加など、何かしら国内の排出削減に向けた取組を実施しているか ⑦パートナーシップ構築宣言の登録など、何かしら国内の取引適正化に向けた取組を実施しているか</p>	30
<p>⑦自動車の活用を通じた他分野への貢献 (車種ごと)・(企業ごと)</p>	<p>車両の外部給電機能の有無を評価 (車種ごと)</p> <p>(評価対象) DC外部給電機能 / AC外部給電機能 / 車載コンセント (1500W/AC100V)</p> <p>企業が自治体と提携している災害連携協定や、その他、電動車を活用した自治体とのレジリエンス向上に向けた取組を評価 (企業ごと)</p>	15

詳細な基準について（5 / 5）

評価項目	基準	配点
環境負荷の低減及びGX推進に向けた鋼材の導入 (企業ごと)	<ul style="list-style-type: none">環境負荷が低い鋼材、GX推進に向けた鋼材の導入に関する目標及び今後の計画等を評価	最大 5万円

補助額の決定方法について

- 自動車分野のGX実現に向けた、車種ごと・企業ごとの取組を総合評価し、各車種の点数を算出。
- その点数に応じた**基本の補助額**と環境負荷の低減及びGX推進に向けた鋼材の導入に関する**加算額**の合計を補助額とする。

【基本の補助額】

評価項目	配点
車両性能 (車種ごと)	40
充電インフラ整備 (企業ごと)	40
整備の体制 / 供給の安定性 / 安全性 (車種ごと) (企業ごと)	50
整備人材の育成 (企業ごと)	15
サイバーセキュリティへの対応 (車種ごと)	10
ライフサイクル全体での持続可能性の確保 (車種ごと) (企業ごと)	30
自動車の活用を通じた他分野への貢献 (車種ごと) (企業ごと)	15
合計点	200

得点	EV	軽EV	PHEV	FCV
130~	125万円	55万円	80万円	145万円
115~129	85万円		55万円	
100~114	65万円		45万円	
85~99	45万円	45万円	45万円	115万円
70~84	35万円	35万円	35万円	85万円
55~69	25万円	25万円	25万円	55万円
~54	15万円	15万円	15万円	25万円

【加算額】

環境負荷の低減及びGX推進に向けた鋼材の導入に関する自動車OEMの計画・取組について評価する。この評価結果に応じて、**左記の基本の補助額とは別に、補助額を最大5万円を加算する。**

※軽EVについては最大3万円の加算とします。

例えば、A社、BモデルのEVの場合・・・

A社の評価: 50点 Bモデルの評価: 50点



+ A社について加算額が
2万円の評価

67万円の補助金

※メーカー希望小売価格(税抜)が840万円以上の車両については、基本の補助額と加算額の合計の補助額に0.8を乗じる。